

進展する韓国版ビッグバン

韓国でも我が国と時を同じくして、金融制度の抜本的な見直しを目的とした韓国版ビッグバンが進められている。大統領直属の金融改革委員会が主導しているため、今年末に予定される大統領選挙までには成果を挙げることが求められていることもあり、発足後5カ月にして、すでに多様な内容を含む2つの答申が提出された。これらを最大限に尊重し、財政経済院も金融改革案を発表した。1月7日に金大統領が年頭会見でその実施を打ち出してわずか半年後、韓国版ビッグバンは実現に向けて具体化が進められることとなった。

1. 韓国版ビッグバンの背景

1) 背景

韓国では、製造業の国際競争力が高まる一方で、金融業の発展の遅れが大きな課題として認識されてきた。93年に発足した金泳三政権は、新経済5カ年計画の中で金融改革を最重要課題と位置づけ、金利の自由化や金融実名制の実施、金融機関経営の自律化、金融・資本市場の部分的対外開放、などを進めてきた。とはいえ、金利の自由化がまだ完了していないこと一つを取っても分かる通り、韓国金融・資本市場にはまだ多くの課題が残されている。

また、自国市場の対外開放に備え、国内金融機関の競争力強化が必要とされた。韓国は昨年、OECDへの加盟を果たし、今後は国内の金融・資本市場の対外開放を求められる。しかし、民間銀行で最大の韓一銀行でも総資産は約5.5兆円で東京三菱銀行の7%に過ぎず、国内金融機関の規模が極めて小さい(次頁表1)。ROEは10%に満たないものが大半で、我が国の銀行と同様、収益性の低さが問題として指摘されている。国内第2位の自動車メーカー起亜グループの経営危機が表面化した。今後、銀行の不良資産はさらに拡大するという見方も強い。また、国内の資本市場の発達も遅れている。96年末の韓国証券取引所の国内株式上場時価総額は対GDP比で30%に満たない¹。債券発行残高も年々増加しているとはいえ96年末で日本の約4%に過ぎない(次頁図1)。この状態で国内市場の対外開放を行って、国内金融機関は淘汰され、外資系金融機関の席卷を許すことになるとの懸念が高まったのである。

¹ 東証1、2部の96年末の時価総額の対GDP比は69.5%。

奇しくも、韓国版ビッグバンを主導する金融改革委員会が設立された翌日の1月23日、中堅財閥韓宝グループの中核企業である韓宝鉄鋼の不渡りが明らかとなった。95年末の自己資本がわずか900億ウォンに過ぎない同社の負債が、96年6月までの1年間で倍以上の4.2兆ウォンにまで増加したと報道されている。既に、複数の政治家が韓宝グループから賄賂を受取り融資を斡旋していたとして起訴されており、政治家や官僚の意向に従って銀行の融資先が決定される「官治金融」の一端が浮き彫りとなったのである。

表1 韓国主要銀行の規模ランキング（1996）

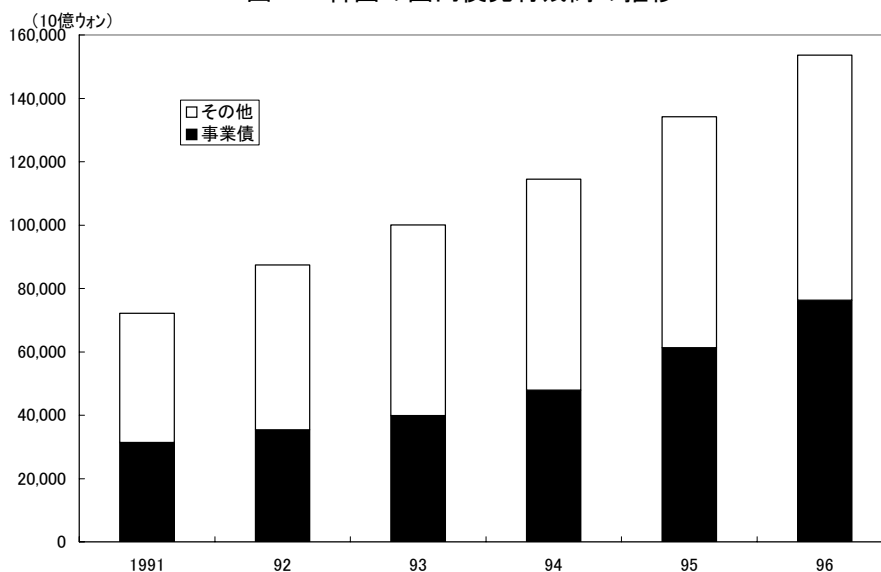
（100万ドル、%）

国内R	世界R		自己資本	総資産	純利益	ROE
1	117	韓国産業銀行	3,387	72,416	249	7.34
2	134	韓国外換銀行	2,907	62,571	175	6.03
3	149	韓一銀行	2,570	53,695	84	3.29
4	158	朝興銀行	2,375	55,095	135	5.68
5	166	第一銀行	2,266	49,329	-41	-1.81
6	167	新韓銀行	2,244	39,705	174	7.77
7	180	韓国商業銀行	2,026	47,411	140	6.93
8	195	国民銀行	1,853	57,606	231	12.47

- （注）1.韓国産業銀行、国民銀行の3行は公的金融機関。
 2.韓国外換銀行も公的金融機関であったが、94年に民営化された。
 3.ランキングは自己資本額による。

（出所）Euromoney

図1 韓国の国内債発行残高の推移



（出所）韓国銀行

2) ビッグバンの担い手

韓国版ビッグバンの内容の検討は、大統領直属の金融改革委員会によって行われることとなった。この委員会は、民間企業や金融機関の代表、学識経験者ら 31 人で組織され、財政経済院などの官僚はあえて排除された²。この委員会は 98 年 1 月末までの時限的な機関である。

金融改革委員会の答申に基づき、必要な事項については国会での審議の上法律を制定し、法律の改正を必要としないものは随時実施される。

3) 目的

我が国のビッグバンの「フリー、フェア、グローバル」に当たるスローガンとして、金融改革委員会は 3 つの C を設定した。すなわち、①競争力の向上 (Competitive)、②利用者重視 (Customer Oriented)、③金融システムの安定 (Credible) である。具体的には、以下のような項目を掲げている。

①競争力の向上

- ・質の高いサービスを安価に提供する
- ・金融産業を戦略産業として育成する
- ・韓国経済の成長とグローバル化に寄与する

②利用者重視

- ・多様な金融ニーズに応える
- ・効率的な資金の分配を図る
- ・情報技術や通信の発展を活かした新しい金融サービスを提供する

③金融システムの安定

- ・決済システムの安全性を確保する
- ・金融機関の安全性を強化する
- ・信用力に基づいた金融システムを構築する

² 財政経済院は 1994 年 12 月に大蔵省と経済企画庁を統合して設立された省庁。

2. 金融改革委員会の報告書の内容

金融改革委員会は、4月14日に第1回答申、6月3日に第2回答申を行った。第1回の答申は短期的な政策課題に関するもので、第2回の答申の内容は中長期的な検討課題に関するものとされている。

1) 第1回答申の内容

第1回答申の内容は、大きく金融機関の競争力強化、金融市場の効率性の向上、金融システムの安定性の確保、の3項目に分けられている。

(1) 金融機関の競争力強化

金融機関の競争力を強化するために、①金融産業の再編、②金融機関のガバナンスの改善、③銀行ネットワークへの非銀行金融機関のアクセス認可、が求められている。中でも重要なのが、今回のビッグバンの大きな目玉でもある業態間の垣根の撤廃による金融機関の再編である。金融の証券化、ユニバーサル・バンク化というグローバルな流れに追随しようという狙いが明示されている。

表2 業態間の垣根の撤廃、新商品の認可の内容

- ・銀行、証券会社、保険会社の相互参入を認める。
- ・各業態のコア業務（銀行は決済サービス、証券会社は証券のブローカレッジ、保険会社は保険契約の引受）には、子会社の設立により参入することとし、本体での参入は認めない。
- ・証券会社の投資信託業務参入も、子会社設立によるものとする。
- ・銀行による本体での証券業務参入は、利益相反の問題が解決するまで認めず。
- ・投資信託会社、投資会社³の証券会社への転換を認める。
- ・銀行は新たに、金融債の発行、退職者年金信託、MMDAの取扱いを認められる。
- ・証券会社は、自ら社債を発行することや、店頭デリバティブの取扱いを新たに認められる。
- ・保険会社は変額保険や信託商品の取扱いなどを新たに認められる。また、傷害保険、疾病保険、介護保険は、生命保険会社、損害保険会社ともに扱うことができることとする。

³ 投資会社はさらに投資金融会社と総合金融会社に分類される。投資金融会社は手形発行や商業手形割引、CDの売買仲介、有価証券の売買など、短期金融を中心に行っている。総合金融会社は中長期金融を中心とし、外貨建て貸付や社債発行、社債保証業務を行っている。

また、金融機関の再編のために、リース会社やベンチャー・キャピタル、クレジット・カード会社、割賦金融会社といった専門金融会社についても、登録制への移行⁴による参入自由化や情報開示の強化、破綻時のスキームの整備が勧告されている。

韓国にも信用金庫や信用組合、セマウル金庫など、協同組織の貯蓄金融機関があるが、これらについて、我が国の全信連や全信組連などのような中央機関を設立すること、整理統合を促進することを勧告している。

（２）金融市場の効率性の向上

金融市場の効率性の向上のための方策としては、①金利、手数料の自由化、②銀行の信用リスク管理方法の改善、③外国資本市場へのアクセスの拡大（年間外債発行限度額の撤廃など）、④税制上の優遇措置も含むベンチャー・キャピタルの活性化、⑤中小企業金融の拡充（公的支援スキームの整理など）、⑥歩積両建預金などの金融取引慣行の見直し、⑦規制監督体制の総点検、と多くの項目が挙げられている。

韓国では、既述の通り、金利の自由化は既に 80 年代以降進められている。今回の答申では、98 年に要求払い預金の金利を自由化し、金利の完全自由化を行う予定である。また、証券売買の委託手数料の完全自由化も勧告された。韓国では、株式の売買委託手数料はすでに上限付で自由化されているが、実態は各社横並びとなっている。

ベンチャー・キャピタルの活性化の一環として、店頭市場である KOSDAQ の活性化も求められている。96 年末の KOSDAQ 登録企業数は 331 社に上るが、同年中の売買代金は 792 億ウォンで、取引所のわずか 0.06%に過ぎない。

ここで挙げられた内容の中で、最も重要なのは規制監督体制の総点検である。韓国では、細かい点まで行政指導などによる規制が行われてきた（表 3 参照）。この結果、競争の少ない非効率な金融市場が形成され、官との癒着による腐敗がはびこることになった。

表 3 撤廃、緩和の対象となる規制、行政指導の例

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 中小企業への貸付比率・ 政府指導による優遇貸付額および貸付先・ 地方自治体への貸付規制・ 地域内貸付比率（ある地方で調達した資金の一定割合をその地方で運用することを義務づける）・ 出店規制・ 経営のトップなど人事への介入・ 証券投資比率 |
|--|

⁴ ただし、クレジット・カード会社については、決済システムに与える影響が大きいことを考慮に入れ、免許制を維持することとした。

このことに対する反省に立ち、「原則自由、例外規制」の方針を明らかにし、政府は必要最低限の規制以外を行わないこと、法律の明文規定に基づかない指導は行わないこと、を勧告した。法律の文言も見直し、簡潔で分かりやすく、直接的な表現に改めることを求めた。また、公正取引法の適用除外とされていた業界団体によるカルテル的取り決めを違法とし、公正取引委員会の権限を強化することによって、競争を妨げるようないかなる行為をも摘発することを盛り込んだ。

(3) 金融システムの安定性の確保

金融システムの安定性の確保のための方策としては、①長期国債や企業年金などの新しい貯蓄手段の導入や優遇税制の活用による貯蓄の促進、②不良債権処理の推進、③信用情報の充実、④証券取引所のような会員機関や業界団体の効率化、を挙げている。また、この項目の中で金融政策の見直しや、為替レートの変動相場制への移行などにも触れられている。ただ、金融政策、為替政策については中長期の視点から検討することが記されている。

信用情報の充実は、今後韓国でマーケット・メカニズムに則った金融市場が発達するためには不可欠である。これまでは、行政指導による貸付先の決定や担保主義によって、信用情報が十分に得られなくても貸付業務が行われてきたがゆえに、非効率な金融市場が生まれ、多くの銀行が莫大な不良債権を抱えるに至った。

これを改善するため、格付機関など信用情報サービス業者の参入を自由化すること⁵、韓国銀行協会に報告される貸出情報を拡充すること、信用情報機関には個人のプライバシーを侵さない限り政府が保有する公的な情報の利用を認めること、などを提言している。

また、この項目の中では、証券取引所の効率化にも言及している。コンピューター化による業務の効率化をさらに進めると同時に、決済を専門に行う別機関を組織すること、取引所や預託機関、コンピューター化の進んでいない証券会社にコンピューター・ネットワークを提供する韓国証券コンピューター会社（Korea Securities Computer Corporation）を設立すること、を提言している。

2) 第2回答申の内容

第2回の答申は、より構造的な問題を解決するための課題を列挙したものとされている。内容は大きく、金融業の参入制限の緩和、経営の破綻した金融機関の早期処理、中央銀行制度及び金融機関監督制度の見直し、情報の効率性の向上、の4つの柱にまとめられている。

⁵ 韓国では、95年に制定された「信用情報の使用と保護に関する法律」によって、信用情報に関連する事業を行うことができるのは、韓国信用保証基金(Korea Credit Guarantee Fund)、韓国技術信用保証基金(Korea Technology Credit Guarantee Fund)と、3つの格付機関に限られている。

(1) 参入制限の緩和

この項目には、①銀行への出資規制の緩和⁶、②証券業者の最低資本金の引き下げ(表4)、銀行免許基準の簡素化及び手続きの明瞭化、③金融持株会社の導入、の3点が含まれている。

表4 証券業者の最低資本金引き下げ案⁷

・総合証券会社	500億ウォン→250億ウォン(約33億円)
・ブローカレッジ及びディーリング証券会社	300億ウォン→150億ウォン
・ブローカレッジ専門証券会社	100億ウォン→10億ウォン
・投資信託会社	300億ウォン→30億ウォン

また、銀行の免許基準をなるべく具体的に定め、免許交付申請の内容とそれに対する交付の可否とその理由を政府の刊行物に公表することにより、透明性を向上させることを目指している。なお、金融持株会社の事業会社保有は認めない方針である。

(2) 破綻金融機関の早期処理

金融機関間の競争が激しくなるにつれ、破綻する金融機関も出てくるのが予想される。また、韓国では、不良資産の増加により経営の悪化している銀行も多い。このため、金融機関の破綻に備え、①経営改善命令などの早期是正措置の導入、②金融機関間の合併の促進、③破綻金融機関の破産処理スキームの整備、④預金保険機構や証券投資家保護基金などの各種の保険機構の統合、を求めた。

金融機関に対する早期是正措置は、業態ごとに定められた自己資本規制に則って行われる。自己資本基準を下回った金融機関には、経営の改善か他の金融機関との合併を勧告する。その後、さらに自己資本比率が低下したり経営の改善が図られない場合には免許の剥奪も検討する。免許の剥奪は、債務超過に陥る前に行われなければならない。このような手続きは、自己資本比率を基準として自動的に実施されなければならない。このような裁量が働かないよう配慮する。

早期是正措置の導入のためには、時価会計の導入や不良資産に対する準備金の積立に関するルール整備が必要としている。また、自己資本比率に関する指標を四半期ごとに開示することも求めている。

大規模のリストラが必要となった場合で、政府が必要と認めた場合には、議決権のない

⁶ 韓国では、同一人の市中銀行(日本の都市銀行に相当)への出資は発行済み株式の4%以下、地方銀行への出資は同じく15%以下に制限されている。

⁷ 後述の財政経済院改革案では、総合証券会社の最低資本金を300億ウォンとしている。

優先株への投資などを通じ、政府が一時的な支援を行うことも検討される。

（３）中央銀行制度の見直し

現在英国で進められている中央銀行制度の見直しと同様⁸、①中央銀行である韓国銀行の独立性を高めると同時に、②その機能を金融政策、為替政策の実施に限定し、金融機関監督権限は中央銀行から独立した新設の委員会に移管することが提案されている。

金融、為替政策は、国内の物価の安定を目的に、韓国銀行の金融通貨委員会が行う。これまでは、財政経済院の長官が金融通貨委員会の委員長を兼務していたが、金融通貨委員会の委員長が韓国銀行総裁を兼務するように改める。財政経済院が行ってきた中央銀行検査も廃止される。

金融機関監督については、金融監督委員会（仮称）を設立し、中央銀行の金融監督機能をこの委員会に移管する。委員長は首相の勧告にしたがって大統領によって任命され、国務大臣としての扱いを受ける。金融監督委員会の下には、銀行監督院、証券監督院、保険監督院の3者を統合した金融監督院と、各種保険機関を統合した機関、現在の証券取引委員会の機能を強化した証券先物取引委員会が設置される。

（４）情報の効率性の向上

金融市場に関する情報の整備の面では、第1回答申でも信用情報の整備が盛り込まれているが、中長期的課題として、①連結決算制度の導入、②社外監査役の設置義務づけ、③上場企業に対する四半期ごとの財務情報の開示と電子的な情報開示制度の構築、④格付機関の充実、などが挙げられている。

金融改革委員会は、第2回答申に続き、まだ検討していない課題について、第3回答申を行う予定である。その中には、長期金融市場の育成、政府系金融機関のリストラ、などが含まれる予定である。

3. 財政経済院の金融改革案の内容

財政経済院は、金融改革委員会の第1回、第2回の答申を受けて、6月23日に金融改革案を発表した。この内容は、①法律上の手当が必要なく直ちに実施されるもの、②早急に法律上の手当を目指すもの、③中長期的に検討を要するもの、の3つに分けられている。

財政経済院は、金融改革委員会の答申内容を最大限に尊重することを原則として改革案を作成したとしているが、この改革案には金融改革委員会が中長期的に慎重に検討してい

⁸ 英国の中央銀行の機能見直しについては、「動き出す英国金融・証券市場改革」の項を参照。

くとした第2回答申の内容も盛り込まれている⁹。これは、韓宝事件の全貌が明らかになるにつれ、金融制度の抜本の見直しが、まさに喫緊の重要課題であるという認識がより一層高まったためである。

今回の金融改革案のうち、法律の制定や改正を必要としない改革のうち主なものは、以下の通りである（表5）。

表5 短期金融改革案の内容（法律の手当を要しないもののみ）

	97年7月まで	97年中
金融機関の相互乗り入れ拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・市中銀行の金融債発行解禁 ・証券会社の事業債発行解禁 ・証券会社のCP取扱い解禁 ・総合金融会社の株式^アローカレッジ、株式引受主幹業務解禁 ・証券会社の店頭^ブデリバティブの取扱い解禁 ・生損保による、傷害保険、介護保険等の取扱い解禁 ・産業銀行、長期信用銀行によるCD発行、事業債引受解禁 	<ul style="list-style-type: none"> ・証券会社の外国為替業務解禁 ・保険会社の企業年金保険取扱い解禁
金融機関経営の自由化	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業に対する義務的貸出比率の段階的引き下げ ・証券会社の新商品認可手続きの簡素化 ・保険会社の支店統合、廃止に関する勧告廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国銀行の現地法人の設置を事後報告制に転換
金利・手数料の自由化		<ul style="list-style-type: none"> ・銀行のMMDA取扱い解禁 ・貯蓄預金の金利自由化 ・レポ取引の利回り自由化 ・投資信託の運用報酬の自由化 ・株式売買委託手数料の自由化

(注) 金利自由化の最終ステップとなる要求払い預金の金利自由化は98年中に予定されている。

(出所) 各種資料より野村総合研究所作成。

年内に法律上の手当を行うものとしては、①保険会社の取扱い業務の多様化、②専門金融機関に関する法律の一本化、③ベンチャー企業向け投資組合の導入、④信用情報サービス業者の新規参入の容認、⑤銀行の理事会の機能強化、など多くの内容が盛り込まれた。

また、中央銀行の独立と金融機関監督権限の移管についても、年内に法律上の手当を行うものの一つとして言及した。しかし、中央銀行がこの案に強く反対しただけでなく、金融監督院に統合される証券監督院と保険監督院も、両監督院の労働組合を中心に強く反発したため、政府は修正案の策定を余儀なくされた。政府は7月14日以降に修正案を提出する見通しである。

中長期的な課題として残された項目も多い。この中には、通貨管理制度の見直し（変動相場制への移行）、長期国債の導入、金融持株会社の設立、銀行の支配構造の見直し、と

⁹ また、証券業者の最低資本金など、金融改革委員会の答申と多少異なるものもある。

いった重要課題も含まれている。

4. 今後の展開

財政経済院の示した改革案のうち、法律上の手当が必要ない項目に関しては、97年以内に期限が切られていることもあり、一気に進むと考えられる。年内に法律の制定や改正を行うとした項目の中にも問題なく進展すると見られるものが多い。金融機関の業務の自由度を高め競争を促進するという目的に向けて、大きな一歩を踏み出したと評価することができよう。

ただ、中央銀行から金融監督委員会への金融機関監督権限の移管は難航しそうである。中央銀行は独自に法案を提出し、前述の通り、政府も財政経済院の案を修正することを発表するなど、早くも金融監督規制改革は混乱に陥っている。この問題に関しては与野党間の対立も鋭い。大統領直属の諮問機関である金融改革委員会が、大統領選挙が12月に迫っているため、年末が近づくとほとんど機能しない恐れがあることは、金融改革委員会の委員自ら認めている。金融機関監督権限の移管に関しては、大統領選挙後に仕切直しが必要となるという見方が強い。

(落合 大輔)